

焼津市事業者緊急支援金 ～売上減少に応じて最大10万円～

申請の手引き

～支援金の概要～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高が大きく減少した事業者の方を支援するため、事業活動全般に活用可能な支援金を月間売上高の減少額に応じて、1事業者あたり**最大10万円**を支給いたします（1事業者1回限り）。

<対象>

市内の中小企業者等（中小企業、小規模企業、個人事業主）※で、**令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月間売上高が、前年同月比で30%以上減少**した方。

※市内の中小企業者等とは、令和2年12月1日時点で市内に事業所等を有する法人または個人事業主、もしくは市内在住の個人事業主で、資本金の額または出資の総額が3億円未満もしくは常時使用する従業員の数が300人以下であるもの。

<支給内容>

令和2年12月から令和3年2月のうち、月間売上高が前年同月比で30%以上減少した月における、当年と前年の月間売上高の差額を最大10万円まで支援金として支給。

(計算例)

	12月売上高	1月売上高	2月売上高
前年	80万円	30万円	100万円
当年	20万円	21万円	80万円
減少率【差額】	75%【60万円】	30%【9万円】	20%【20万円】
≪給付額≫	10万円	9万円	【対象外】

この場合、減少率30%以上を満たすのは12月と1月で、その内、差額がより大きい12月分を申請対象月として支給額を計算。⇒ **支給額10万円**

<申請に必要となる書類>

- ・申請書兼請求書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、売上減少を比較するそれぞれの月の売上高が確認できる書類（売上台帳等の写し）、営業実態が確認できる書類の写し（令和元年分確定申告書の写し又は市県民税申告書の写し等）、振込口座の通帳の写し 等

<申請受付期間>

令和3年2月17日（水曜日）から同年4月30日（金曜日）まで

◆お問い合わせ・申請先◆

焼津市役所 商工課

焼津市役所本庁3階（〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号）

（電話）054-626-2260、054-626-1175

平日午前9時から午後5時まで



焼津市 HP

～申請手続きについて～

焼津市では、本支援金の支給が適切に行われるよう、申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて申請内容の審査を行います。このため、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあり、支給まで時間を要する場合があります。

<申請要件>

本支援金の申請要件は、次の全ての条件を満たす事業者とします（1事業者1回限り）。

- 1 令和2年12月1日時点で焼津市内に事業所等（店舗、工場、営業所など）を有する法人または個人事業主、もしくは焼津市内に在住の個人事業主で、資本金の額または出資の総額が3億円未満もしくは常時使用する従業員の数が300人以下であること。ただし、政治団体・宗教上の組織や団体・その他支援金の趣旨目的に照らして適切でないと市長が判断するものは除く。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月間売上高が、前年同月比で30%以上減少している事業者であること。（令和元年12月以降に開業した場合は、令和2年分の年間売上の月平均売上と令和3年1月または2月との比較でも構いません。）
- 3 令和2年11月30日以前から事業を営んでおり、今後も継続して事業を営む意思がある事業者であること。
- 4 事業者の代表者、役員または従業員が、静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当していないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していないこと。

<申請手続き等>

1 申請に必要な書類等の入手方法

焼津市ホームページより本支援金の必要書類を入手することができます。また、焼津市役所本庁舎、アトレ庁舎、大井川市民サービスセンター等でも配布いたします。

（URL）<http://www.city.yaizu.lg.jp/g05-005/shoko/kinkyushienkin.html>

2 申請書類

別表1に記載の書類を提出してください。必要に応じ、本人確認書類など追加書類の提出及び説明を求めることがあります。なお、申請書類は返却しませんのでご注意ください。

3 申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和3年2月17日（水曜日）から同年4月30日（金曜日）まで（必着）

(2) 申請受付方法

感染拡大防止のため、**郵送**でお願いします。

封筒には切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

【宛先】

〒425-8502
静岡県焼津市本町2丁目16番32号
焼津市商工課 宛て
焼津市事業者緊急支援金書類 在中

←切り取って封筒の宛名
としてご利用ください

4 審査・決定・通知・支給

- (1) 申請書類の受理後、その内容を審査し、適正と認められるときは、通知した上で速やかに支援金を支給します。ただし、書類の不備等で時間を要する場合があります。
- (2) 一方、申請書類の審査の結果、条件に該当しない等の理由で本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

5 注意事項

本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本給付金の支給決定を取り消すとともに、給付金を返還していただくことがあります。

～よくあるお問い合わせ～

<対象事業者について>

Q1.どのような事業者が対象となるか？

A.令和2年11月30日以前から事業を開始している中小企業者、小規模事業者、個人事業主の内、
①市内に事業所等を有する法人、②市内に事業所等を有する個人事業主、③市内在住の個人事業主のいずれかに該当する方です。

Q2.昨年、国の持続化給付金や市の休業要請協力金・事業継続応援給付金を受給した場合でも、本支援金を申請できるか？

A.申請可能です。

Q3.売上とは何を指すか？

A.確定申告書類において「事業収入」として計上される収入です。

Q4.フリーランスだけが対象になるか？

A.フリーランスや農業者などの個人事業主も、申請要件を満たしていれば対象になります。

Q5.営利型の一般財団法人や一般社団法人、NPO法人、組合などは対象になるか？

A.申請要件を満たしていれば対象になります。

Q6.令和2年12月以降に創業した事業者は対象になるか？

A.対象となりません。

Q7.複数の事業所や店舗、部門などがある場合、それぞれの名義で申請できるか？

A.申請は法人または個人事業主ごとのため、事業所や店舗ごとの申請はできません。

Q8.常時使用する従業員数とはどういったものか？

A.法人の役員・個人事業主本人・パート・アルバイト等を除いた正社員数です。

<申請手続き・書類作成について>

Q9.申請は何回でもできるか？

A.一度給付を受けた方が再度申請することはできません。

Q10.代理人の名義での申請は可能か？

A.申請は、法人（代表者）・個人事業主ともに、本人名義での申請となります。

Q11.焼津市在住の個人事業主だが、屋号や事業所等が無い場合はどのように記入するか？

A.屋号や事業所等が無い場合は、空欄で結構です。

<添付書類について>

Q12.売上高を確認するための売上台帳の形式に決まりはあるか？

A.形式に決まりはありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などで構いませんが、①記載されている数字が「売上」であることが分かること、②いつ（○年△月）の売上であり、月の合計がいくらか容易に分かること、③費目、④申請者名、がはっきり読み取れる書類が必要なため、不足している項目については加筆いただくなどしてください。

(売上台帳の作成例)

売上表		
Date		
④申請者名	(株)〇〇 代表 〇〇 〇〇	①売上であることが分かる 2020年〇月分
日付	費目	売上金額
〇/〇	商品代	〇〇,〇〇〇円
〇/〇	施術料	〇〇,〇〇〇円
〇/〇	控業料	〇〇,〇〇〇円
〇/〇	手数料	〇〇,〇〇〇円
③費目		②いつの売り上げか 合計 〇〇〇,〇〇〇円

Q13.売上高を確認する書類として、レシートや請求書、通帳を提出するだけでもよいのか？

A.上記、売上台帳の作成例を参考に、売上台帳を作成してください。

Q14.個人事業主だが、近年は確定申告をしていないが税申告書の写しはどうしたらよいのか？

A.先に申告可能な直近の年分の確定申告をしていただき必要書類をご用意ください。計算上、所得税が発生せず、確定申告が不要な場合は、市役所課税課に市県民税の申告をしていただき必要書類をご用意ください。（市外在住の方はお住まいの市区町役場で税申告の上、必要書類をご用意ください。）

Q15.令和2年分の確定申告は今後行う予定のため給付金申請時点では令和元年分の確定申告書の写ししか提出できないが、それでも良いのか？

A.申請時点で提出可能な直近の税申告書の写しで結構ですので、事業収入が記載されていて、事業を営んでいることが確認できるものであれば、令和元年分の確定申告書の写しでも結構です。

Q16.ネットバンク等のため通帳を持っていないが、通帳の写しの提出はどうするか？

A.ネットバンク・当座預金等で紙の通帳が無い場合は、口座番号・名義等が確認できる電子通帳の画面等の写しを提出してください。

<その他>

Q17.支給された給付金の使い方に制限はあるか？

A.制限はありません。個々の状況に応じて事業活動全般にご活用ください。

Q18.本給付金は課税の対象になるか？

A.法人の場合は益金、個人事業者の場合は総収入金額に算入してお取り扱いいただくこととなり、本年について事業活動が好転し、益金(総収入金額)の方が多くなれば課税対象となり、逆に損金(必要経費)の方が多くなれば、結果的に課税対象となりません。

提出書類チェックリスト

番号	提出書類
<input type="checkbox"/> 1	焼津市事業者緊急支援金申請書兼請求書（第1号様式） ・必要事項を記載。代表者印で押印（必須）※市使用欄は記入しないでください。
<input type="checkbox"/> 2	誓約書（第2号様式） ・誓約書の内容をよくお読みいただき、ご了解の上、誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名の欄へ、必ず代表者本人の自署にて記入してください。
<input type="checkbox"/> 3	売上減少を比較するそれぞれの月の売上が確認できる書類の写し ○売上台帳などの写し ・形式に決まりはありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などで構いませんが、①記載されている数字が「売上」であることが分かること、②いつ（「令和2年〇月」など）の売上であり、月の合計がいくらか容易に分かること、③費目（例：商品代金、施術料、手数料など）、④申請者名などが明確に読み取れる書類が必要なため、不足している項目がある場合は加筆してください。
<input type="checkbox"/> 4	事業を営んでいることが確認できる書類の写し ○提出可能な直近の年分の税申告書の写し ・税申告の種類によって、下記の書類をご用意ください。 ・各書類は受付印が無くても構いませんが、必ず税申告が完了している物の写しをご提出ください（必要により税務部局等が調査を行う場合があります。）
	（確定申告をしている方） <input type="checkbox"/> 所得税確定申告書 第一表の写し
	（市県民税申告をしている方） <input type="checkbox"/> 市・県民税申告書（両面）の写し
	法人事業者 <input type="checkbox"/> 法人税確定申告書 別表一の写し
	※設立・開業して間もない場合など、税申告関連書類を提出できない場合は、以下のものを添付してください。 【個人事業主】個人事業の開業・廃業等届出書の写し 【法人】履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/> 5	振込先となる通帳の写し（①と②両方必要） ①通帳の表紙（事業所名又は個人名義人記載部分）のコピー ②表紙をめくった1枚目（名義人のカタカナ表記、支店名がわかるページ）のコピー ※振込口座は申請者ご本人の口座（法人の場合は当該法人の口座）に限ります。

※このチェックリスト自体は提出不要です。